

鹿児島県環境教育等行動計画の改定に対する 県環境審議会総合政策部会の主な意見の概要

第2回県環境審議会総合政策部会（R2.11.19）

意見の概要	県の考え方
<p>① 地域ESD活動推進拠点として3か所上がっているが、それ以外にも水族館や動物園、博物館、その他NPOなど環境教育に取り組む施設は、たくさんあると思う。</p> <p>それらの施設の立ち位置として、学校との連携者、家庭や地域での連携者としての位置付けはあるが、主体としての位置付けがない。</p>	<p>環境学習拠点施設及び環境保全活動を行う民間団体等は、それぞれの主体と連携するだけでなく、主体として果たす役割も重要であることから、第3章「環境教育等の基本的方向と各主体の役割」3(4)「環境学習拠点施設及び環境保全活動を行う民間団体等」(P20)において、以下のとおり追記しました。</p> <p>「環境学習拠点施設及び環境保全活動を行う民間団体等は、専門的な知識やノウハウをいかして、幅広い環境教育や環境保全活動を行っており、その役割は重要です。</p> <p>これらの団体は、それぞれに専門性を有していることから、その特色をいかした環境教育や環境保全活動を自ら展開してだけでなく、人材の提供やネットワーク形成など、他の主体の環境教育を支援する役割も求められます。」</p>
<p>② 環境学習の拠点となる施設は重要ですので、積極的に活用を周知して欲しい。</p>	<p>第4章「行動計画の内容」1(2)「家庭・地域社会における環境教育等の充実」【環境教育・環境学習施設等を活用して】(P24, 25)において、拠点となる施設を紹介し、活用の推進を記載しています。</p> <p>また、資料編でも、主な環境学習拠点施設の取組紹介や施設一覧を掲載しています。</p>